

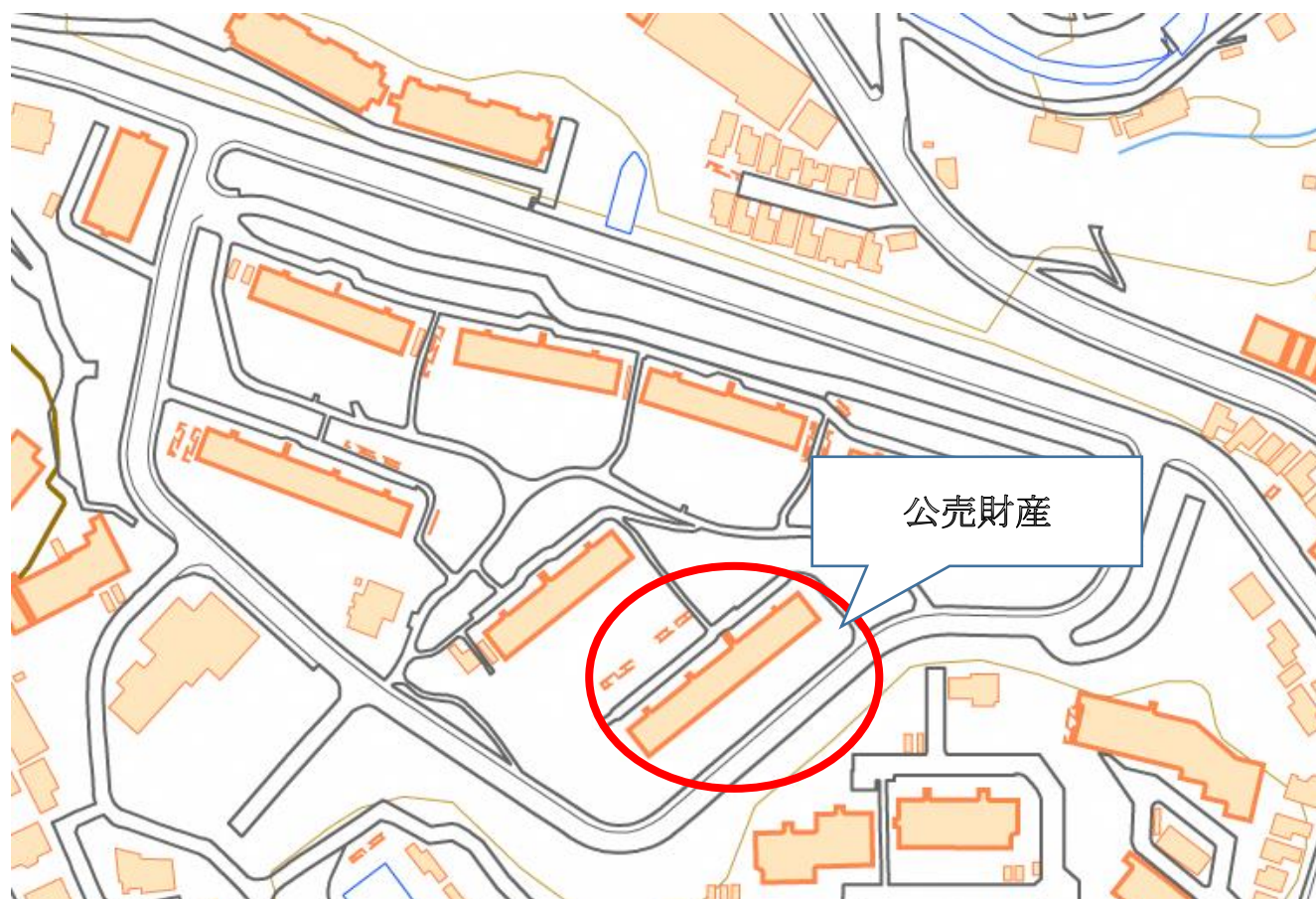
公 告 番 号	公売物件一覧 に記載	売却区分 番 号	箕面-1	見 積 価 額	950,000 円
				公売保証金	100,000 円
公 売 財 産 の 表 示	(一棟の建物の表示)				
	所 在：箕面市栗生間谷西一丁目 1130 番地 14 建物の名称：住宅・都市整備公団箕面栗生第四住宅第 5 号棟 構 造：鉄筋コンクリート造陸屋根 8 階建				
	(敷地権の目的である土地の表示)				
	土地の符号： 1 所在及び地番：箕面市栗生間谷西一丁目 1130 番 14 地 目：宅地 地 籍：29139.54 m ²				
	土地の符号： 2 所在及び地番：箕面市栗生間谷西一丁目 1130 番 15 地 目：宅地 地 籍：2435.19 m ²				
	土地の符号： 3 所在及び地番：箕面市栗生間谷西一丁目 1130 番 16 地 目：宅地 地 籍：2460.98 m ²				
	土地の符号： 4 所在及び地番：箕面市栗生間谷西一丁目 1130 番 17 地 目：宅地 地 籍：665.51 m ²				
	土地の符号： 5 所在及び地番：箕面市栗生間谷西一丁目 1130 番 18 地 目：宅地 地 籍：1469.82 m ²				
	(専有部分の建物の表示)				
	家屋番号：栗生間谷西一丁目 1130 番 14 の 217 建物の名称：第 5 号棟第 201 号室 種 類：居宅 構 造：鉄筋コンクリート造 1 階建 床 面 積：2 階部分 58.25 m ²				
	(敷地権の表示)				
	土地の符号： 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 敷地権の種類：所有権 敷地権の割合：238320 分の 580				
	以上持分 4 分の 1				

公 売 条 件 等	1 公売財産の表示は、登記簿の表示による。 2 公売財産は、阪急千里線「北千里」駅の北西約 3.2 km（道路距離）付近に位置する昭和 54 年 11 月 10 日新築の鉄筋コンクリート造陸屋根 8 階建のマンション「住宅・都市整備公団箕面栗生第四住宅第 5 号棟」の 201 号室です。 3 行政的条件 <table border="0"> <tr> <td>都市計画区分</td><td>市街化区域</td></tr> <tr> <td>用途地域</td><td>第一種中高層住居専用地域</td></tr> <tr> <td>建ぺい率／容積率</td><td>60％／200％</td></tr> <tr> <td>防火地域</td><td>法 22 条区域</td></tr> <tr> <td>埋蔵物・遺跡等</td><td>該当なし</td></tr> <tr> <td>ハザードマップ</td><td>該当なし</td></tr> <tr> <td>その他制限</td><td>宅地造成等工事規制区域</td></tr> </table> 4 供給処理施設について 上水道 整備済、下水道 整備済、都市ガス 整備済 5 管理規約等は、「箕面栗生第 4 住宅管理組合」の管理規約によります。 「箕面栗生第 4 住宅管理組合」に確認したところ、管理費（月額）7,600 円、修繕積立金（月額）8,300 円とのことでした。なお、令和 7 年 6 月 4 日現在の未納管理費等の合計金額は 159,000 円です。 6 未納管理費等がある場合は、買受人に引き継がれることになります。 7 管理規約等詳細事項は、「箕面栗生第 4 住宅管理組合」までお問い合わせください。 連絡先：072-728-3885 8 公売財産は、共有持分財産であり、公売を行うのは持分 4 分の 1 についてです。 9 令和 7 年 5 月 2 日現在、滞納者及び持分共有者が住んでいます。 10 室内の確認は行っていません。 11 公売財産内の動産の処理については、所有者等と協議してください。 12 土壌汚染、アスベスト、PCB 等に係る調査は行っていません。 13 下見は随時行ってください。ただし、敷地内については所有者等の許可を得た上で行ってください。 14 住居表示 箕面市栗生間谷西一丁目 6 番 5 - 201 号	都市計画区分	市街化区域	用途地域	第一種中高層住居専用地域	建ぺい率／容積率	60％／200％	防火地域	法 22 条区域	埋蔵物・遺跡等	該当なし	ハザードマップ	該当なし	その他制限	宅地造成等工事規制区域
都市計画区分	市街化区域														
用途地域	第一種中高層住居専用地域														
建ぺい率／容積率	60％／200％														
防火地域	法 22 条区域														
埋蔵物・遺跡等	該当なし														
ハザードマップ	該当なし														
その他制限	宅地造成等工事規制区域														

■公売物件に関するお問い合わせ先

大阪府域地方税徴収機構 北支部 電話 06-6131-0828

所 在 図



写 真

◎公売財産（土地及び建物）棟全体 南側より撮影



◎公売財産（土地及び建物）棟全体 北側より撮影



間 取 略 図



※販売時の間取り図をもとに作成しているため、現況と異なる場合があります。